

2008/11/27

市職員研修「2日目は観光」

旅費一部返還請求命じる

東京高裁

横浜市の都筑区長(当時)から市職員が1泊2日で参加した自治会主催の研修は、実態は観光旅行で公務にあたらないとして、よこはま市民オンブズマンなど住民側が中田宏市長を相手取り、出張旅費の返還などを元区長らに請求するよう求めた訴訟の控訴審判決が26日、東京高裁であった。小林克巳裁判長は「出張の一

部は観光と言わざるを得ず、一部旅費などは返還されるべきだ」と述べ、中田市長に対し、元区長に計約6万5000円を請求するよう命じた。判決によると、元区長ら3人の市職員は2004年9月12〜13日、阪神大震災の災害対策などを学ぶために神戸市と淡路島を視察。2日目ははつしおや酒造

記念館を見学した。市長側は「研修の途中に観光しただけだ」と主張し、1審・横浜地裁判決は「観光で研修の性質が否定されるものではない」と請求を棄却したが、この日の判決は「市職員が宿泊して2日目の観光に参加する必要はなく、違法」と述べ、ホテル代などを返還すべきだとした。

2008/11/27
東京新聞

都筑区長の出張一部観光と認定 控訴審で返還命令

横浜市の都筑区長の区長ら職員3人が同行した同区連合町内会自治会の研修旅行は観光目的だったとして、よこは

ま市民オンブズマン(代表・森田明弁護士ら4人)が、出張費の返還を求めた住民訴訟の控訴審判決で、東京高裁(小林克巳裁判長)は二十六日、請求を棄却した一審横浜地

区長から出張費の一部約六万五千円を市に返還させるよう、市長に命じた。判決によると、研修旅行は神戸市周辺への阪神大震災関係の施設を見学する目的で二〇〇四年九月、一泊二日で実施。研修二日目にうず潮観潮船に乗り、「菊正宗酒造記念館」を見学した。判決は一日目は正当な研修と認められたが、二日目については「観光ないし娯楽的な要素があり、裁量権の乱用にあたる」と出張費の決裁をした区長に賠償責任があると指摘した。

都筑区地域振興課は「判決については十分に吟味した上で、今後の方針を考えたい」としている。